

入札心得

(主 旨)

第1条 八尾市の建設工事等（物品購入及び委託・役務業務を含む。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令、八尾市財務規則（以下「規則」という。）、契約に関する諸規定並びに本心得の定めるところによるものとする。

(入 札)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟知のうえ入札をしなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、所定の日時まで指定の場所に出頭し、所定の書式により入札に参加しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、その提出した入札書の手換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は所定の日時まで指定の場所に規則第106条で定める額の入札保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金は、落札者に対しては、契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後にそ

の領収書と引換えにこれを還付する。

- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は本市に帰属する。
- 4 入札保証金の納付を免除された場合で、落札者が契約を締結しないときは、違約金として規則第106条で定める額に相当する額を徴収するものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 指定の日時に提出しなかった入札
- (5) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (6) 入札者の記名押印を欠く入札
- (7) 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 同一入札について、入札者又は、その代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 同一入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- (10) 入札金額又は、入札者の氏名、その他主要部分が識別しがたい入札
- (11) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (12) 再度入札において、2回目以降の入札金額が、前回の最低入札金額以上である入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (15) 同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。））の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札

ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (16) その他、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、予定価格以上で最高の価格で入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達しない価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第7条規定による無効の入札をした者及び第8条ただし書の規定により落札者とならない者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 落札者は、落札決定後速やかに、規則第120条で定める額の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、入札及び現場説明等についての不明を理由として異議を申し立てることは一切できない。